②　電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。

③　電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。

④　転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は１年とすること。

こうした考え方に基づき、当年度における転嫁の単価は、当年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次の算式により算出した額に、消費税等相当額を加えた額とすることを基本とする。

$$\frac{\text{前年における買取総額} - \text{前年における回避可能費用}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$$

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

当年度における転嫁の単価×当該需要家の使用電力量

附　則

この告示は、平成二十一年十一月一日から適用する。

○経済産業省告示第二百七十九号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第三条第三項の規定に基づき、平成十九年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき、告示し、平成二十一年十二月一日より適用する。

平成二十一年八月三十一日　経済産業大臣　二階　俊博

平成19年度以降の８年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標

1　新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

新エネルギー等電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目標量（億kWh）	86.7	92.7	103.8	124.3	128.2	142.1	157.3	173.3

2　新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

新エネルギー等発電設備は、今後、利用目標及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。

新エネルギー等発電設備の中でも、太陽光に係る発電設備については、他の電源と比較し、技術革新の余地が大きく、需要の創出による大幅な価格低減・普及拡大が見込まれること等を踏まえ、現状における他の電源との発電コストの差を踏まえた推進が必要である。

3　その他の事項（電力系統の整備に関する事項）

新エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、これらの対策を踏まえつつ、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。

○経済産業省告示第二百八十号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定めるものを次のように定め、同規則の施行の日（平成二十二年一月一日）から適用する。

平成二十一年八月三十一日　経済産業大臣　二階　俊博

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第一条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものは、平成二十一年十一月一日以降において太陽光発電設備により発電された電気（一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家が設置した太陽光発電設備（発電した電気を変換して得られる電気（一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家が設置した太陽光発電設備により発電された電気を除く。）によるものに限る。）であって、一般電気事業者が調達の対象とするものとする。

○環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十一年八月三十一日　経済産業大臣　二階　俊博
環境大臣　斉藤　鉄夫

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第６項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
125	*m*―ニトロアニリン	(3)―392
126	４―ビニル―１―シクロヘキセン	(3)―2229
127	*N*―メチルアニリン	(3)―106
128	２―ビニルピリジン	(5)―716
129	*p*―クロロトルエン	(3)―39
130	１，３―ジブロモプロパン	(2)―59
131	２，４―ジクロロフェノール	(3)―903 (3)―930
132	１，３，５―トリクロロベンゼン	(3)―74
133	１，２，４―トリクロロベンゼン	(3)―74
134	ナリス（２，３―ジブロモプロパン―１―イル）＝ホスファート	(2)―1941 (2)―1955 (2)―2188
135	２，６―ジ―*tert*―ブチル―４―メチルフェノール	(3)―540 (9)―1805
136	プロペン四量体	(2)―31
137	４，４′―メチレンビス（２―メチルシクロヘキサンアミン）	(4)―102
138	ナフタレン―１，８―ジイルジアミン	(4)―324
139	１―（イソペンチルオキシ）―３―メチルブタン	(2)―365
140	*N*，*N*，*N*′，*N*′―テトラメチル―４，４′―（イミノメチレン）ジアニリン塩酸塩	(5)―1917
141	２―*tert*―ブチル―４―メトキシフェノール	(3)―608 (9)―1199
142	３，５―ビス（トリフルオロメチル）ベンジルアミン	(3)―4511
143	２，６―ジクロロトルエン	(3)―78
144	２―*tert*―ブチル―４，６―ジメチルフェノール	(3)―540
145	メチル＝イソチオシアネート	(2)―1687
146	４―（１―メチルエテニル）フェノール	(3)―502
147	１―[(２―ブタン―１―イルオクタン―１―イル)オキシ]―３―(３，４―ジヒドロイソキノリニウム―２―イル）プロパン―２―イル＝スルファートを主成分（90%以上）とする、１―[(２―ブタン―１―イルオクタン―１―イル）オキシ]―３―（３，４―ジヒドロイソキノリニウム―２―イル）プロパン―２―イル＝スルファートと１―[(２―ブタン―１―イルオクタン―１―イル）オキシ]―３―イソキノリニウム―２―イルプロパン―２―イル＝スルファートの混合物	(5)―6910
148	１―[(２―ヒドロキシエチル）スルファニル]―３―(オクタン―１―イルオキシ）プロパン―２―オールを主成分（95%以上)とする、３―クロロ―２―（オクタン―１―イルオキシ）プロパン―１―オール、１―{[１―クロロ―３―(オクタン―１―イルオキシ)プロパン―２―イル]　オキシ}―３―[(２―ヒドロキシエチル）スルファニル]プロパン―２―オール及び１―[(２―ヒドロキシエチル)スルファニル]―３―（オクタン―１―イルオキシ）プロパン―２―オールの混合物	(2)―4069
149	*N*，*N*―ジドデシルグリコールアミドを主成分とする、{ポリ（ｎ＝１～３）[ヤシ油アルキル（Ｃ＝８，10，12，14，16，17及び18)]アミン}とグリコール酸の反応生成物	(2)―4070